

フロー上の項目	提出先	アポステイユ認証付 と手続 ※1	必要書類一覧	備考	
デジタル署名証明書 (DSC)	インド企業省 Ministry of Corporate Affairs.	要	・ID Proof(身分証明書)	※1 アポステイユ認証: 各種書類のサイナーがインド国外に存在する場合、公証人役場で「アポステイユ認証付と手続」を依頼する必要があります。	
		要	・Address Proof(住所を証明する文書)		
取締役識別番号 (DIN)	インド企業省 Ministry of Corporate Affairs.	要	・ID Proof(身分証明書)		
		要	・Address Proof(住所を証明する文書)		
		要	・Form DIR-4 (Verification of applicant for application for DIN)		
商号承認申請	インド企業省会社登記局 ROC (Registrar of Companies)	-	・Form INC-1 (Application for reservation of Name)		
		要	当該商号でのインド法人設立を承認した本社側取締役会決議(Board Resolution)議事録(写)		
定款・附属定款作成	インド企業省会社登記局 ROC (Registrar of Companies)	-	・Form INC-7 (Application for Incorporation of Company (Other than One Person Company))		※定款・附属定款のサイナーがインド国外に存在する場合、アポステイユ認証付と手続が必要。
		要	・定款(MOA: Memorandum of Association) ⇒ 会社の基本事項について規定		
		要	・附属定款(AOA: Article of Association) ⇒ 会社運営の細則等について規定		
登記事務所の登録	インド企業省会社登記局 ROC (Registrar of Companies)	-	・Form INC-22 (Notice of situation or change of situation of registered office)	-	
		-	・登記すべき事務所の存在を証明する書類(電気料金支払明細(EBカード)、固定電話通話明細、固定資産税支払証明書等)		
		-	・地主からのNon Objection Certificate(当該住所を申請企業が使用することに関し異議がないことを証明する書類。地主のサインが必要)		
取締役の選任	インド企業省会社登記局 ROC (Registrar of Companies)	-	・Form INC-9 (Affidavit)	※左記書類は取締役ごとに提出する必要があります。	
		-	・Form DIR-2 (Consent to act as a director of a company)		
		-	・Form MBP-1 (Notice of interest by director)		
PAN&TAN登録	インド財務省歳入局 所得税部 Income Tax Department, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	-	・Form 49-A (Application for Allotment of Permanent Account Number) ※PAN: Permanent Account Number	※インド税務当局が納税者を識別するための番号。	
		-	・Form 49-B (Application for Allotment of Tax Deduction and Collection Account Number) ※TAN: Tax Deduction Account Number	※源泉徴収のために必要な番号。	
銀行口座開設手続	各銀行	-	口座を開設したい銀行に対し必要書類を提出。	※銀行によって所要期間や提出書類が異なる可能性あり。	
第1回取締役会開催	特になし	-	インド会社法の規定に基づき、設立証明書(Certificate of Incorporation)発行後30日以内に第1回取締役会を開催する必要があります。	※議事録は会社保管。	
出資金の振込	特になし	-	銀行口座開設後随時行う。	-	
出資金受領のRBI報告 (FIRC, KYC)	インド準備銀行 Reserve Bank of India (RBI)	-	・FIRC (Foreign Inward Remittance Certificate) ※FIRC: 出資金受領後、銀行が発行する入金証明書。	※出資金受領後30日以内にRBIに提出義務。受理後、RBIよりUIN (Unique Identification Number)が発行される。 ※申請はオンラインで行う。	
		-	・KYC (Know Your Company) ※KYC: 出資金送金元の企業情報を記載した書類。送金元銀行に発行を依頼。		
株式割当のRBI報告 (FCGPR)	インド準備銀行 Reserve Bank of India (RBI)	-	・FCGPR (Foreign Collaboration General Permission Route) ※FCGPR: 株式割当に関するRBI宛申請書。	※出資金受領後180日以内にRBIに提出義務。受理後、RBIよりReference Numberが発行される。 ※申請はオンラインで行う。	
Shops & Establishments の登録	州労働局 (Labour Department)	-	・設立証明書(Certificate of Incorporation)	※関連法令(Shop&Establishments Act, Rule)を熟読しておく必要がある。	
		-	・会社の住所を証明する書類(例: 賃貸契約書)の写し	※会社の規模に応じた必要書類が異なるため、事前に当局に確認することが望ましい。	
		-	・就業規則、従業員リスト、年間の休日カレンダー等(当局に要確認)		
Service Taxの登録	インド財務省歳入局 物品税・関税委員会 Central Board of Excise and Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	-	※必要書類は企業の規模、業種により大きく異なるため、詳細については専門のコンサルタントへの相談を推奨。	※設立法人がサービスの提供を行う場合に必要。	
VAT・CSTの登録	VAT: 州税務当局(Tax Dept.) CST: 中央販売税当局(Central Sales Tax Dept.)	-	※必要書類は企業の規模、業種により大きく異なるため、詳細については専門のコンサルタントへの相談を推奨。 ※VAT(Value Added Tax): 州付加価値税(州内販売に対し課税) ※CST(Central Sales Tax): 中央販売税(州外販売に対し課税)	※設立法人がインド国内で販売を行う場合に必要。	
Excise Dutyの登録	インド財務省歳入局 物品税・関税委員会 Central Board of Excise and Customs, Department of Revenue, Ministry of Finance, Government of India	-	※必要書類は企業の規模、業種により大きく異なるため、詳細については専門のコンサルタント等への相談を推奨。 ※Trader用の登録と、Importer用の登録があるため、どちらの登録が必要となるか確認しておく必要がある。	※設立法人がインド国内で製造を行う場合に必要。	
Import Export Code の登録	貿易管理 Director General of Foreign Trade/ Dep. of commerce	-	※必要書類は企業の規模、業種により大きく異なるため、詳細については専門のコンサルタントへの相談を推奨。	※設立法人がインド国内で輸出入業務を行う場合に必要。	
Professional Tax の登録	地方税務当局 Local Municipal Authority	-	※必要書類は企業の規模、業種により大きく異なるため、詳細については専門のコンサルタントへの相談を推奨。 ※州法に基づき給与源泉税の登録であり、全ての会社が自社のある行政区(District)を管轄する税務当局に申請を行う。	※州によって徴収されないところもあるが、タミル・ナドゥ州では徴収される。	

【利用上の注意】
 本資料は、チェンナイで会社設立を検討している企業の参考となるよう、会社設立までに必要な手続の大まかなイメージを示すことを目的として作成したものであり、必要書類については企業の属性や置かれた状況等により相当の幅があり、本資料で示されている書類をもって必ずしも手続が完了することを意味するものではない。
 本資料で示している必要書類は必ずしも網羅的ではなく、企業の属性や置かれた状況等によって、更に必要な書類提出義務が発生する可能性がある。
 本資料の著作権は、JETRO及びチェンナイ日本商工会中小企業委員会に帰属しますので、無断掲載はご遠慮ください。なお、本資料の内容に関連して利用者が不利益を被る等の事態が生じたとしても、JETRO及びチェンナイ日本商工会中小企業委員会では一切の責任を負いかねますので、御了承下さい。